

平成 30 年度 神奈川県営水道

箱根地区水質検査計画

1. 水質検査計画の基本方針

この水質検査計画は、箱根地区水道事業包括委託事業を実施する箱根水道パートナーズ(株)が、神奈川県企業庁と協議の上、策定したものです。

この水質検査計画には、水道法施行規則第 15 条に基づき、定期の水質検査等について、検査する項目、採水場所（採水地点）、検査の回数などを記載します。

水質検査計画に基づき実施した検査結果については、ホームページ「箱根水道パートナーズ(株)の水質情報」でお客さまに公表します。

2. 水道事業の概要

県営水道箱根地区では、イタリー浄水場と品ノ木浄水場の 2 箇所の浄水場と湧水である水土野水源によって、箱根町の人口の約 51%に給水しています。

(1) 給水区域

箱根町（一部）

給水区域面積	32.90 km ²	（平成 29 年 3 月 31 日現在）
--------	-----------------------	----------------------

(2) 給水人口及び一日最大送水量

給水人口	5,360 人	（平成 29 年 3 月 31 日現在）
一日最大送水量（平成 28 年度）	10,253m ³	（平成 28 年 8 月 13 日）

(3) 浄水場等の名称と浄水処理方法

浄水場・水源名	水源種別	処理方式	所在地	備考
イタリー浄水場	湧水	膜ろ過	箱根町仙石原	
品ノ木浄水場	湧水	膜ろ過	箱根町仙石原	
水土野水源	湧水	紫外線	箱根町仙石原	

3. 水質状況（水源、原水、浄水）

(1) イタリー浄水場、品ノ木浄水場

山間部の湧水を使用しており、水源域では人為的汚染が少なく、良質な水質です。

(2) 水土野水源

水源は湧水であり、火山性の地質の影響を受けていますが、大腸菌などの細菌類による汚染がほとんどみられず、非常に良質な水質です。

4. 検査内容（検査地点、検査項目、検査回数等）

(1) 水道施設の水質検査

県営水道箱根地区では、水道法で規定されている水道水（給水栓）の検査だけでなく、浄水場の原水や浄水等についても水道水に準じて定期的に水質検査を行います。

ア. イタリー浄水場・品ノ木浄水場の水質検査（p. 8 別表 1 参照）

（ア）検査項目

原水は、水質の変化を的確に把握し、浄水処理を適切に行うために、消毒副生成物や味を除いた水質基準項目^(注1)、消毒剤関連の項目等を除いた水質管理目標設定項目^(注2)及び水質管理上必要な項目^(注3)について検査を行います。

浄水は、すべての水質基準項目のほか、水質管理目標設定項目及び水質管理上必要な項目について検査を行います。

（イ）検査回数

検査は1年に1回以上行い、特に浄水処理を適切に行うため必要な項目及び衛生上重要な項目等について1箇月に1回以上検査を行います。

(注1) 水質基準項目：水道水が備えなければならない基準が設定された項目で、厚生労働省令により定められています。51項目あります。

(注2) 水質管理目標設定項目：水質管理上留意すべき項目で、厚生労働省通知により定められています。26項目あります。（水質基準及び水質管理目標設定項目の詳細はp. 11参照）

(注3) 水質管理上必要な項目：耐塩素性病原生物や放射性物質など厚生労働省通知に基づき実施する項目や浄水処理などにおいて重要であるため、県営水道が独自に実施する項目です。

イ. 水土野水源の水質検査（p.9 別表2 参照）

（ア）検査項目

原水は、水質の変化を的確に把握し、浄水処理を適切に行うために、消毒副生成物や味を除いた水質基準項目、消毒剤関連の項目等を除いた水質管理目標設定項目及び水質管理上必要な項目について検査を行います。

水土野水源は、紫外線処理前の水について検査を行います。

（イ）検査回数

検査は1年に1回以上行い、特に衛生上重要な項目等については1箇月に1回以上検査を行います。

（2）給水栓の水質検査

県営水道箱根地区では、安全で良質な水道水を供給するために、水道法で規定されている水質基準項目のほかに、水質管理目標設定項目及び水質管理上必要な項目についても定期的に水質検査を行います。

ア. 毎日検査

水道水が常に安全であることを確認するために、給水区域の6地点で「色、濁り、残留塩素濃度」について1日1回検査を行います。

イ. 毎月検査^{（注1）}

（ア）イタリー浄水場・品ノ木浄水場系統

2箇所の浄水場系統の水道水は、毎日検査を行う地点の中から、浄水場系統ごとに代表地点を1箇所選定し、水質基準項目、水質管理目標設定項目及び水質管理上必要な項目について検査を行います。

（イ）水土野水源系統

水土野水源の水道水は、毎日検査を行う地点の中から、代表地点を1箇所選定し、水質基準項目、水質管理目標設定項目及び水質管理上必要な項目について検査を行います。

（注1） 県営水道の水道水質センターが検査を行います。

検査地点について

水道施設	給水栓	
	毎月検査地点	毎日検査地点
イタリー浄水場(原水・浄水)	箱根町元箱根	左記の毎月検査地点を含め2地点
品ノ木浄水場(原水・浄水)	箱根町仙石原	左記の毎月検査地点
水土野水源(原水)	箱根町宮城野	左記の毎月検査地点を含め3地点

5. 水質検査方法

水質検査は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」、厚生労働省健康局水道課長通知による「水質管理目標設定項目に係る標準的な検査方法」及び(公社)日本水道協会編集の「上水試験方法」等に規定された方法により行います。
(p. 10 別表3 参照)

6. 臨時の水質検査

(1) 臨時の水質検査を行うための要件

水道法第20条第1項に基づく臨時の水質検査は、次の場合に行います。

- ア 水源の水質が著しく悪化したとき
- イ 水源に異常があったとき
- ウ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- エ 浄水過程に異常があったとき
- オ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- カ そのほか、特に必要があると認められるとき

(2) 臨時の水質検査を行う項目についての考え方

異常が認められる項目、または異常のおそれのある項目のほか、関連する項目について状況に応じて必要な水質検査を行います。

(3) 臨時の水質検査のための検査地点及びその評価の考え方

水質検査の採水場所については、供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することが出来る場所を選定します。また、異常のおそれがある場合については、安全が確認できるまで継続して検査を行います。

7. 水質検査の自己、委託の区分

原水及び浄水の水質検査は、箱根水道パートナーズ(株)が委託する機関（ヴェオリア・ジェネッツ株式会社(横浜技術センター)）で検査を行います。

給水栓の毎日検査は、箱根水道パートナーズ(株)が自ら検査を行います。

給水栓の毎月検査は、県営水道の水道水質センターが検査を行います。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

この水質検査計画は、ホームページ「箱根水道パートナーズ(株)の水質情報」で公表します。

検査結果については、逐次ホームページに掲載します。また、前年度の検査結果についても取りまとめて、「箱根地区の水質情報（年報）」として公表します。

9. 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し

水質検査結果は、水質基準等や過去の検査結果と比較及び検証を行い、総合的に評価します。また、水質検査計画は検査結果の評価とお客さまからお寄せいただいた意見などを基に、翌年度の水質検査計画を見直します。

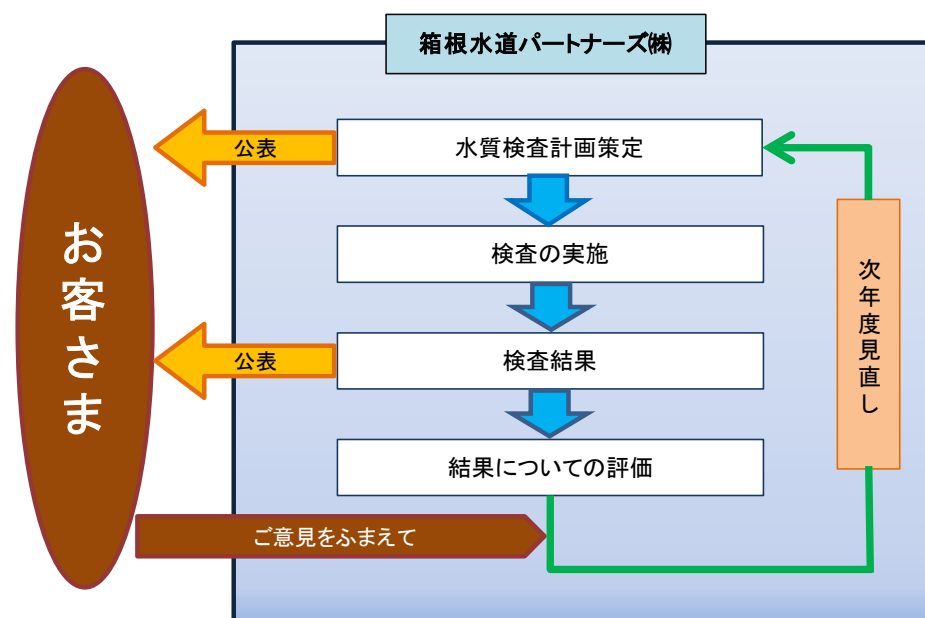


図 水質検査計画策定の流れ

10. 水質事故への対応

(1) 水道水源の汚染の把握

箱根水道パートナーズ(株)は、神奈川県企業庁及び神奈川県の関係機関と連携して水質汚染等の問題に取り組んでいきます。また、この水質検査計画に基づく検査結果と過去の検査結果を比較検証します。

(2) 汚染の早期発見及び連絡通報体制の整備

水質事故発生時には、神奈川県企業庁及び神奈川県の関係機関と緊急連絡及び情報共有を行い、適切な対応をとっていきます。また、水質検査結果等の情報共有を行っていきます。

11. その他の事項

(1) 水質基準項目等の定量下限値及び測定精度

厚生労働省健康局水道課長通知に基づく定量下限値以下とし、定められた測定精度を確保します。

(2) 水質検査機関の精度管理及び信頼保証

ア 水道水質センター

水道水質センターは、平成 18 年 2 月に(公社)日本水道協会が制定した「水道 GLP」^(注 1)の認定検査機関として認定されました。そして、厳正な現地審査等の結果、平成 26 年 2 月に認定が更新され、精度と信頼性を確保した水質検査を実施しています。

今後も、最新の知見の収集や自主的な精度管理体制の見直しを行い、より確実な精度管理体制の構築に努めるとともに、厚生労働省や神奈川県保健福祉局等で実施している統一試料による精度管理の調査等に参加します。

(注 1) 水道 GLP : 水道水質検査優良試験所規範のことで、水質検査結果の信頼性を確保することを目的として制定された規範で、水道水の検査を実施する部門等が、管理された体制の下で適性に検査を実施していることを認定する制度です。

イ ヴェオリア・ジェネッツ株式会社
(横浜技術センター)

平成 28 年 1 月に厚生労働省登録制度(水道法第 20 条)の検査機関に登録され、精度と信頼性を確保した水質検査を実施しています。今後も、確実な精度管理体制の構築に努めるとともに、厚生労働省や神奈川県保健福祉局等で実施している統一試料による精度管理の調査等に参加します。

(3) 配水管などに係る衛生対策の推進

より一層安全な水道水を供給するため、計画的に未ライニング鑄鉄管の解消に向けて取り組んでいます。

(4) 水質情報の公開

箱根水道パートナーズ(株)ホームページ「箱根地区の水質」でご覧いただけます。

箱根水道パートナーズ(株)の水質情報ホームページ
<http://hakone-sc.com>

この水質検査計画についてのご意見、お問い合わせ等がありましたら、次の電話、ファックス等でお願ひします。

箱根水道パートナーズ株式会社

〒250-0401 足柄下郡箱根町宮城野626-11

箱根水道センター

電話番号:0460-82-4306

FAX :0460-82-2407

なお、いただいたご意見等は今後の水質検査計画の作成にあたり、参考とさせていただきます。

別表1 イタリー及び品ノ木浄水場系統の検査項目及び年間の検査回数

項目名	浄水場		給水栓	
	原水	浄水	法定回数	実施回数
1 一般細菌	12	12	12	12
2 大腸菌	12	12	12	12
3 カドミウム及びその化合物	1	1	4	4
4 水銀及びその化合物	12	1	4	4
5 セレン及びその化合物	1	1	4	4
6 鉛及びその化合物	1	1	4	4
7 ヒ素及びその化合物	1	1	4	4
8 六価クロム化合物	1	1	4	4
9 亜硝酸態窒素	4	4	4	4
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	1	1	4	4
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4	4	4	4
12 フッ素及びその化合物	4	4	4	4
13 ホウ素及びその化合物	1	1	4	4
14 四塩化炭素	1	1	4	4
15 1,4-ジオキサン	1	1	4	4
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	4	4
17 ジクロロメタン	1	1	4	4
18 テトラクロロエチレン	1	1	4	4
19 トリクロロエチレン	1	1	4	4
20 ベンゼン	1	1	4	4
21 塩素酸		4	4	12
22 クロロ酢酸		1	4	4
23 クロロホルム		1	4	4
24 ジクロロ酢酸		1	4	4
25 ジブロモクロロメタン		1	4	4
26 臭素酸		1	4	4
27 総トリハロメタン		1	4	4
28 トリクロロ酢酸		1	4	4
29 プロモジクロロメタン		1	4	4
30 プロモホルム		1	4	4
31 ホルムアルデヒド		1	4	4
32 亜鉛及びその化合物	4	4	4	4
33 アルミニウム及びその化合物	1	1	4	4
34 鉄及びその化合物	4	4	4	4
35 銅及びその化合物	1	1	4	4
36 ナトリウム及びその化合物	1	1	4	4
37 マンガン及びその化合物	4	4	4	4
38 塩化物イオン	4	4	12	12
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	4	4	4	4
40 蒸発残留物	1	1	4	4
41 陰イオン界面活性剤	1	1	4	4
42 ジェオスミン	1	1	1	1
43 2-メチルイソボルネオール	1	1	1	1
44 非イオン界面活性剤	1	1	4	4
45 フェノール類	1	1	4	4
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	12	12	12	12
47 pH値	12	12	12	12
48 味		12	12	12
49 臭気	12	12	12	12
50 色度	12	12	12	12
51 濁度	12	12	12	12

- (注1) 原水及び浄水: 浄水場の集合井及び曝ろ過棟内採水栓
(注2) 給水栓: 県営水道の水道水質センターが検査を行います。
(注3) 水質管理上必要な項目「放射性セシウム(セシウム134及び137)」は、県営水道の水道水質センターが検査を行います。
(注4) 水質基準項目の検査回数について、「12」は概ね 1箇月に1回以上、「4」は概ね 3箇月に1回以上を示します。
(注5) 水質管理目標設定項目のうち「*」が付いた項目は、水質基準項目と重複。
(注6) 水質管理上必要な項目のうち「**」が付いた項目は、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」(平成19年3月30日厚生労働省健康局水道課長通知 建水発第0330005号)に基づき検査を行います。
(注7) 水質管理上必要な項目「放射性セシウム(セシウム134及び137)」は、平成24年3月5日厚生労働省健康局水道課長通知 健水発0305第2号「水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について」に基づき検査を行います。

項目名	浄水場		給水栓
	原水	浄水	
1 アンチモン及びその化合物	1	1	4
2 ウラン及びその化合物	1	1	4
3 ニッケル及びその化合物	1	1	4
5 1,2-ジクロロエタン	1	1	4
8 トルエン	1	1	4
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	1	1	1
10 亜塩素酸		1	4
13 ジクロロアセトニトリル		1	4
14 抱水クロラル		1	4
15 農薬類	1	1	1
16 残留塩素		12	12
17 カルシウム、マグネシウム等(硬度) *	4	4	4
18 マンガン及びその化合物 *	4	4	4
19 遊離炭酸	1	1	1
20 1,1,1-トリクロロエタン	1	1	4
21 メチル-セブチルエーテル	1	1	4
23 臭気強度(TON)	12	12	12
24 蒸発残留物 *	1	1	4
25 濁度 *	12	12	12
26 pH値 *	12	12	12
27 腐食性(ランゲリア指数)	1	1	1
28 従属栄養細菌	12	12	12
29 1,1-ジクロロエチレン	1	1	4
30 アルミニウム及びその化合物 *	1	1	4
1 嫌気性芽胞菌 **	1		
2 クリプトスポリジウム **	1		
3 ジアルジア **	1		
4 放射性セシウム(セシウム134及び137)		4	
9 ウェルシュ菌	12		
10 好気性芽胞菌	1	1	
11 大腸菌群	12	12	12
12 糞便性連鎖球菌	1		
13 アンモニア態窒素	4		
14 カルシウム	1	1	1
15 マグネシウム	1	1	1
16 硫酸イオン	4	4	4
18 総アルカリ度	1	1	1
19 電気伝導率	12	12	12
20 水温	12	12	12

別表2 水土野水源系統の検査項目及び年間の検査回数

項目名	原水	給水栓	
		法定回数	実施回数
1 一般細菌	12	12	12
2 大腸菌	12	12	12
3 カドミウム及びその化合物	1	4	4
4 水銀及びその化合物	12	4	4
5 セレン及びその化合物	1	4	4
6 鉛及びその化合物	1	4	4
7 ヒ素及びその化合物	12	4	4
8 六価クロム化合物	1	4	4
9 亜硝酸態窒素	4	4	4
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	1	4	4
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4	4	4
12 フッ素及びその化合物	4	4	4
13 ホウ素及びその化合物	1	4	4
14 四塩化炭素	1	4	4
15 1,4-ジオキサン	1	4	4
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1	4	4
17 ジクロロメタン	1	4	4
18 テトラクロロエチレン	1	4	4
19 トリクロロエチレン	1	4	4
20 ベンゼン	1	4	4
21 塩素酸		4	12
22 クロロ酢酸		4	4
23 クロロホルム		4	4
24 ジクロロ酢酸		4	4
25 ジブロモクロロメタン		4	4
26 臭素酸		4	4
27 総トリハロメタン		4	4
28 トリクロロ酢酸		4	4
29 ブロモジクロロメタン		4	4
30 ブロモホルム		4	4
31 ホルムアルデヒド		4	4
32 亜鉛及びその化合物	4	4	4
33 アルミニウム及びその化合物	1	4	4
34 鉄及びその化合物	4	4	4
35 銅及びその化合物	1	4	4
36 ナトリウム及びその化合物	1	4	4
37 マンガン及びその化合物	4	4	4
38 塩化物イオン	4	12	12
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	4	4	4
40 蒸発残留物	1	4	4
41 陰イオン界面活性剤	1	4	4
42 ジェオスミン	1	1	1
43 2-メチルイソボルネオール	1	1	1
44 非イオン界面活性剤	1	4	4
45 フェノール類	1	4	4
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	12	12	12
47 pH値	12	12	12
48 味		12	12
49 臭気	12	12	12
50 色度	12	12	12
51 濁度	12	12	12

- (注1) 原水: 紫外線処理棟内採水栓
(注2) 給水栓: 県営水道の水道水質センターが検査を行います。
(注3) 水質管理上必要な項目「放射性セシウム(セシウム134及び137)」は、県営水道の水道水質センターが検査を行います。
(注4) 水質基準項目の検査回数について、「12」は概ね 1箇月に1回以上、「4」は概ね 3箇月に1回以上を示します。
(注5) 水質管理目標設定項目のうち「*」が付いた項目は、水質基準項目と重複。
(注6) 水質管理上必要な項目のうち「**」が付いた項目は、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」(平成19年3月30日厚生労働省健康局水道課長通知建水発第0330005号)に基づき検査を行います。
(注7) 水質管理上必要な項目「放射性セシウム(セシウム134及び137)」は、平成24年3月5日厚生労働省健康局水道課長通知 健水発0305第2号「水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について」に基づき検査を行います。

項目名	原水	給水栓
1 アンチモン及びその化合物	1	4
2 ウラン及びその化合物	1	4
3 ニッケル及びその化合物	1	4
5 1,2-ジクロロエタン	1	4
8 トルエン	1	4
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	1	1
10 亜塩素酸		4
13 ジクロロアセトニトリル		4
14 抱水クロラール		4
15 農業類	1	1
16 残留塩素		12
17 カルシウム、マグネシウム等(硬度) *	4	4
18 マンガン及びその化合物 *	4	4
19 遊離炭酸	1	1
20 1,1,1-トリクロロエタン	1	4
21 メチルセブチルエーテル	1	4
23 臭気強度(TON)	12	12
24 蒸発残留物 *	1	4
25 濁度 *	12	12
26 pH値 *	12	12
27 腐食性(ランゲリア指数)	1	1
28 従属栄養細菌	12	12
29 1,1-ジクロロエチレン	1	4
30 アルミニウム及びその化合物 *	1	4
1 嫌気性芽胞菌 **	1	
2 クリプトスポリジウム **	1	
3 ジアルジア **	1	
4 放射性セシウム(セシウム134及び137)	4	
9 ウェルシュ菌	12	
11 大腸菌群	12	12
12 糞便性連鎖球菌	12	
13 アンモニア態窒素	4	
14 カルシウム	1	1
15 マグネシウム	1	1
16 硫酸イオン	4	4
18 総アルカリ度	1	1
19 電気伝導率	12	12
20 水温	12	12

別表3 水質検査方法

1 水質基準項目

項目名	主な検査方法
1 一般細菌	標準寒天培地法
2 大腸菌	特定酵素基質培地法
3 カドミウム及びその化合物	ICP-MS法
4 水銀及びその化合物	還元気化-原子吸光光度法
5 セレン及びその化合物	ICP-MS法
6 鉛及びその化合物	ICP-MS法
7 ヒ素及びその化合物	ICP-MS法
8 六価クロム化合物	ICP-MS法
9 亜硝酸態窒素	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	IC-PC法
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)
12 フッ素及びその化合物	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)
13 ホウ素及びその化合物	ICP-MS法
14 四塩化炭素	P・T-GC-MS法
15 1,4-ジオキサン	固相抽出-GC-MS法/HS-GC-MS法
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	P・T-GC-MS法
17 ジクロロメタン	P・T-GC-MS法
18 テトラクロロエチレン	P・T-GC-MS法
19 トリクロロエチレン	P・T-GC-MS法
20 ベンゼン	P・T-GC-MS法
21 塩素酸	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)
22 クロロ酢酸	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法
23 クロロホルム	P・T-GC-MS法
24 ジクロロ酢酸	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法
25 ジブromクロロメタン	P・T-GC-MS法
26 臭素酸	IC-PC法
27 総トリハロメタン	P・T-GC-MS法
28 トリクロロ酢酸	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法
29 ブロモジクロロメタン	P・T-GC-MS法
30 ブロモホルム	P・T-GC-MS法
31 ホルムアルデヒド	誘導体化-HPLC法
32 亜鉛及びその化合物	ICP-MS法
33 アルミニウム及びその化合物	ICP-MS法
34 鉄及びその化合物	ICP-MS法
35 銅及びその化合物	ICP-MS法
36 ナトリウム及びその化合物	ICP-MS法
37 マンガン及びその化合物	ICP-MS法
38 塩化物イオン	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	ICP-MS法/滴定法
40 蒸発残留物	重量法
41 陰イオン界面活性剤	固相抽出-HPLC法
42 ジェオスミン	P・T-GC-MS法
43 2-メチルイソボルネオール	P・T-GC-MS法
44 非イオン界面活性剤	固相抽出-吸光光度法
45 フェノール類	固相抽出-誘導体化-GC-MS法
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	全有機炭素計測定法
47 pH値	ガラス電極法
48 味	官能法
49 臭気	官能法
50 色度	透過光測定法
51 濁度	積分球式光電光度法

ICP-MS法: 誘導結合プラズマ質量分析法
 IC-PC法: イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法
 GC-MS法: ガスクロマトグラフ質量分析法
 P・T-GC-MS法: パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法
 HPLC法: 高速液体クロマトグラフ法
 LC-MS法: 高速液体クロマトグラフ質量分析法
 HS-GC-MS法: ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法

2 水質管理目標設定項目

項目名	主な検査方法
1 アンチモン及びその化合物	ICP-MS法
2 ウラン及びその化合物	ICP-MS法
3 ニッケル及びその化合物	ICP-MS法
5 1,2-ジクロロエタン	P・T-GC-MS法
8 トルエン	P・T-GC-MS法
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	溶媒抽出-GC-MS法
10 亜塩素酸	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)
13 ジクロロアセトニトリル	溶媒抽出-GC-MS法
14 抱水クロラール	溶媒抽出-GC-MS法
15 農薬類	LC-MS法/LC-MS-MS法/固相抽出-GC-MS法/固相抽出-LC-MS法/GCMS法/GC-MS-MS法/HS-GC-MS法
16 残留塩素	ジエチル-p-フェニレンジアミン法
19 遊離炭酸	滴定法
20 1,1,1-トリクロロエタン	P・T-GC-MS法
21 メチルtert-ブチルエーテル	P・T-GC-MS法
23 臭気強度(TON)	官能法
27 腐食性(ランゲリア指数)	計算法
28 従属栄養細菌	R2A寒天培地法
29 1,1-ジクロロエチレン	P・T-GC-MS法

* 水質基準項目と重複している項目は記載を省略

3 水質管理上必要な項目

項目名	主な検査方法
1 嫌気性芽胞菌	ハンドフォード改良培地法
2 クリプトスポリジウム	蛍光抗体法
3 ジアルジア	蛍光抗体法
9 ウェルシュ菌	ハンドフォード改良培地法
10 好気性芽胞菌	標準寒天培地法
11 大腸菌群	特定酵素基質培地法
12 糞便性連鎖球菌	M-エンテロコッカス寒天培地法
13 アンモニア態窒素	吸光光度法
14 カルシウム	ICP-MS法
15 マグネシウム	ICP-MS法
16 硫酸イオン	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)
18 総アルカリ度	滴定法
19 電気伝導率	電極法
20 水温	温度計法

〈参考〉 水質基準等

1 水質基準項目

平成15年 5月30日 厚生労働省令 第101号
平成27年 3月 2日 厚生労働省令 第29号(最終改正)

項目名	基準
1 一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下
2 大腸菌	検出されないこと
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下
8 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下
12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下
13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下
14 四塩化炭素	0.002mg/L以下
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
20 ベンゼン	0.01mg/L以下
21 塩素酸	0.6mg/L以下
22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下
23 クロロホルム	0.06mg/L以下
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下
25 ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下
26 臭素酸	0.01mg/L以下
27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下
30 ブロモホルム	0.09mg/L以下
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下
32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下
33 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下
34 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下
35 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下
36 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下
37 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下
38 塩化物イオン	200mg/L以下
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下
40 蒸発残留物	500mg/L以下
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下
42 ジェオスミン	0.00001mg/L以下
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
45 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下
47 pH値	5.8以上8.6以下
48 味	異常のないこと
49 臭気	異常のないこと
50 色度	5度以下
51 濁度	2度以下

2 水質管理目標設定項目

平成15年10月10日 健康局長通知 健発第101004号
平成29年 3月28日 生活衛生・食品安全部長通知 生食発0328第9号(最終改正)

項目名	目標値
1 アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02mg/L以下
2 ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002mg/L以下(暫定)
3 ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02mg/L以下
4 欠番 *4	—
5 1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
6 欠番 *1	—
7 欠番 *2	—
8 トルエン	0.4mg/L以下
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下
10 亜塩素酸	0.6mg/L以下
11 欠番 *3	—
12 二酸化塩素	0.6mg/L以下
13 ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)
14 抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)
15 農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下
16 残留塩素	1mg/L以下
17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下
18 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/L以下
19 遊離炭酸	20mg/L以下
20 1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下
21 メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下
22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下
23 臭気強度(TON)	3以下
24 蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下
25 濁度	1度以下
26 pH値	7.5程度
27 腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける
28 従属栄養細菌	1mLの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)
29 1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
30 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下

*1 水質管理目標設定項目6に位置づけられていた「トランス-1,2-ジクロロエチレン」は水質基準項目に移行された。(平成20年12月22日 厚生労働省令 第174号)

*2 水質管理目標設定項目7に位置づけられていた「1,1,2-トリクロロエタン」は削除された。(平成22年2月17日 健康局長通知 健発0217第1号)

*3 水質管理目標設定項目11に位置づけられていた「塩素酸」は水質基準項目に移行された。(平成19年11月14日 厚生労働省令 第135号)

*4 水質管理目標設定項目4に位置づけられていた「亜硝酸態窒素」は水質基準項目に移行された。(平成26年3月31日 健康局長通知 健発0331第31号)

3 放射性物質

平成24年3月5日 水道課長通知 健水発0305第2号
「水道水中の放射性物質に係る管理目標値に設定等について」

項目名	目標値
1 放射性セシウム(セシウム134及び137)	10Bq/kg以下